

職員及び同居家族等が新型コロナウイルスに感染等した際の対応基準

事態・ケース等	No.	対象者・施設	対応基準	担当課
【ケース1】 (職員本人又は同一課職員が罹患) 新型コロナウイルスに感染したことが判明 (保健所又は指定医療機関等の検査により、陽性と判断された場合)	1	正職員本人	○「病気休暇」とし、保健所等に指定された医療機関において治療 ○接触者のリストアップ→該当職員はケース2へ	総務課 健康福祉課
	2	会計年度任用職員本人	○「義務免除」とし、保健所等に指定された医療機関において治療 ○接触者のリストアップ→該当職員はケース2へ	総務課 健康福祉課
	3	感染者と同一課等に勤務の職員	○感染職員の所属長は接触者のリストアップ→該当職員はケース2へ 非該当職員は通常勤務(体調不良等の場合はケース4へ)	健康福祉課 総務課
	4	勤務場所共用施設	○勤務場所、トイレ等の共有スペースをアルコール等により消毒	該当課等 健康福祉課
	5	本部会議開催 (ケースごとに判断)	○情報共有のみ→ノーツ等活用し周知 ○全庁的な対応の確認等→本部会議開催	総務課
	6	報道対応	○報道発表(プレスリリース) ○記者会見	政策推進課
【ケース2】 (職員本人が「濃厚接触者」「感染の可能性のある者」) 濃厚接触者または感染の可能性のある者に指定 (同僚職員や家族等が感染し、濃厚接触者または感染の可能性のある者として通知等された場合)	1	職員本人 (会計年度任用職員含む)	○「義務免除」を取得 ≪濃厚接触者の場合≫保健所から指示を受ける。 検査の結果が「陰性」の場合 → 保健所の指示により行動(通常、5日間の健康観察下となる) 検査の結果が「陽性」の場合 → ケース1へ ≪感染の可能性のある者の場合≫ 所属長の指示により健康観察かつ自宅待機(5日間)。 ※ただし、感染者との最終接触日から2・3日目の検査により陰性確認できれば、3日目で待機解除することも可とする。	総務課 健康福祉課
	2	濃厚接触者等と同一課等に勤務の職員	○通常勤務(体調不良等の場合はケース4へ)	総務課
	3	本部会議開催	○必要に応じて開催(情報共有、対応等の確認)	総務課
【ケース3】 (同居家族が「感染の可能性のある者」) 同居家族が感染の可能性のある者に指定 (同居家族が、感染の可能性のある者として指定等された場合)	1	職員本人 (会計年度任用職員含む)	○「義務免除」を取得 ○同居家族が検査し「陽性」の場合→ケース2へ ○同居家族が検査し「陰性」の場合→同居家族の自宅待機解除まで出勤不可 ○同居家族が無症状であり検査なし→同居家族の自宅待機解除まで出勤不可	総務課
【ケース4】 職員又は同居家族に発熱等の風邪の症状が見られ、感染の疑いがある場合 *本人からの聞き取りにより所属長判断とする	1	職員本人 (会計年度任用職員含む)	○「義務免除」を取得 ○かかりつけ医等に電話で相談 ○風邪の症状や37.5℃以上(目安)の場合や、強いだるさ・息苦しさ等がある場合は、「北海道新型コロナ健康相談センター(0120-501-507)」等に電話で相談 ○相談結果に基づき行動 ○診断の結果に基づき「病気休暇」を取得(遡り可)	総務課

※1 感染者等が発生し、業務継続が困難な場合は、他課に応援を要請(総務課において調整)

※2 上記ケース1～4のいずれかに該当する職員は、感染の事実や治療予定及び行動歴等について、適宜所属長に電話等で報告(所属長は、総務課へ報告)

※3 濃厚接触者及び感染の可能性のある者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、あるいは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指す。必要な感染予防策をせずに手で触れること、対面で互いに手を伸ばし届く距離(1m程度以内)で15分以上接触があった場合が考えられる。

(濃厚接触者:保健所が調査、感染の可能性のある者:事業者等がリストアップ)

※4 健康観察は、接触者のリストアップにより「感染の可能性のある者」に指定された際、陽性者との最終接触日の翌日から5日間の自宅待機と、1日2回の体温測定・体調管理を行うこと。